

質 問 順 位	3	質 問 者	渡 辺 精 郎 議員	
件 名	項 目	要 旨		メ モ
1. 市長の基本姿勢	1. 生活保護費不正事件の裁判で「刷新市長」が本当の「被告」になる事情について	1. 3月27日の札幌地方裁判所の判決を受けて、前田「刷新市長」が開口一番、記者団に電話で「裁判の結果は残念」と語ったことがことの発端です。 次に正式な記者会見においても「職員の弁済額が大きくて遺憾」との発言を行い、市民を始め、道民に驚きと違和感を与えました。そして、4月4日の市議会臨時会において、札幌高等裁判所への「控訴」の提案になったわけです。これで、「刷新市長」ががり「本当の被告」の身になってしまったと揶揄されております。市長選挙の時の認識と、控訴に踏み切って「住民」側と対立するという変身の事情を市民に説明していただきたいと思います。		
		2. 市議会臨時会で、私が申し上げましたように、「自ら渦中に飛び込み、全身に火が付いてから、弁護士に従った、立場がこうなったから、市民は理解してくれるだろうと思った。」では、「覆水盆に返らず」であります。 刷新市長の看板を掲げて市長に当選して、3年目でその看板をかなぐり捨てて、田村市政の単なる継続では、何のための市長交代だったのかと市民からの厳しい批判が広がり、それよりも恐ろしいのは、やはりあの前田市長も「不祥事市長」の仲間だという政治不信・滝川市政不信が市民の間に広がっていることです。 その後私は多くの市民と対話してきました。「テレビを見たが、どうなっているんだ。」と言います。この市民の声に対して市長の明確な見解を求めます。		

質 問 順 位	3	質 問 者	渡 辺 精 郎 議 員	
件 名	項 目	要 旨	メ	モ
		3. 次に、前田市長は市長選挙の時の「刷新市長」としての第三者的な立場から、「控訴」の市長という立場になれば、「あの事件は知らない。詳細はわからない。」では済まされなくなってきました。 そういう立場の市長にお尋ねします。市側は裁判で、「すべて、医師の指示に従った。」と弁解しており、滝川市立病院の院長は「重篤で生命の危険があり、札幌への通院を認めず、万一の時、患者側に訴えられたら責任が持てない。」と証言していたのですが、なんと、裁判で明らかになったKKR札幌医療センターの医師の証言では、「本人の希望により毎日注射をしている。医学的に言えば毎日の注射は必要ない。病院としては拒むことはできないし、制限はできない。別に当院でなければ治療できないわけではない。生活保護制度上、頻回受診に当たるかといえ、それは頻回になると思う。」と述べています。また、北大病院第一内科は「肝肺症候群の関係はKKR札幌医療センターで行っており、北大病院ではタッチしていない。第一内科では医療的には何もしていない。食事の注意点や風邪薬を出しているくらい。医学的には通院の必要はなく、大学病院でする治療もない。本人は来るのが生き甲斐という面がある。」と証言しています。これが平成18年9月12日です。もう、この証言は動かすことのできないものであり、当時の厚生常任委員会には不利とみて提出されなかったもので、これで滝川市に責任がないと言えるのでしょうか。もちろんこの北大病院第一内科の証言を副市長や市長に伝えていなかったことはないと思われますが、いかがでしょうか。「刷新」前田市長ならこのことを質問することはないのですが、まともに「控訴」を選択した市長の見解を求めます。 また、前田市長は「職員の責任を追及したくない」と言われますが、この北大病院第一内科の証言を当時の「田村市長や副市長が知らなかった」ことはないと思いますし、知らせなかったのなら、職員の「職務怠慢」の最たるものではないでしょうか。なんとなれば、この時点で、還流どころか、即、生活保護打ち切りではないですか。ここが、今回の地裁の判決での職員と前市長の責任の認定の焦点です。この病院・医師の判断は極めて重大だと考えますので、市長の見解を求めます。		

質問順位	3	質問者	渡辺精郎 議員	
件名	項目	要旨	メ	モ
		4. 次に、市の年度決算・予算を市長が知らないで提案することがあるのかどうか現市長に尋ねます。 それは、平成 19 年 9 月の決算審査特別委員会の場面です。この事件を知らない私は、第一決算審査特別委員会に出された平成 18 年度の決算書で「生活保護費が約 1 億 3,000 万円以上も多いのは、本当に困って申請しているのか。」と質疑しました。担当者の答弁は「開始もしくは廃止の人数は、事務概要に記されているが、生活保護者の入院費が多かった。」というものでした。ひどいなあと思いつつも、事件を知らされていない私はそれだけの質疑で終わらせたのですが、これも当時の市長・副市長が知らなかったで済まされることでしょうか。市長の見解を求めます。 もう一つ、事件発覚後の厚生常任委員会において「平成19年度の予算で、片倉夫婦に必要な約 1 億1,000万円の予算を計上した。」と当時の福祉事務所長が答弁いたしました。職員としての福祉事務所長の答弁は、もう隠しごととはできないという判断で、正直に答弁されたと思います。つまり、市としては、正当な支出と主張しているのですから、この額は片倉夫婦のための「思いやり年度当初予算」として当然だった可能性があります。これを当時の市長・副市長が知らなかったで済まされるのでしょうか。市長の見解を求めます。		
2. 選挙の執行体制	1. 第8投票所について	1. 緑町にあった空知教育センターの移転によって、東地区コミュニティセンターになった第8投票所について、昨年12月の衆議院議員総選挙の緑町の住民と東町の住民の投票率の比較を発表してください。 緑町の公営住宅の方々は「とても遠くなった。交通の激しい東2号通りを歩いて行けない。」と言っております。住民の意見を聞かないでの投票所の移転はいかがなものか。見解を求めます。		

質 問 順 位	3	質 問 者	渡 辺 精 郎 議 員	
件 名	項 目	要 旨	メ	モ
		2. 東地区コミュニティセンターは駐車場が狭く、特に冬は 10 台程しか駐車できない所に、投票所の選挙事務従事者等の車で一杯であったとのこと。投票に来た市民の車は全て狭い市道に駐車して、付近の方々に迷惑をかけたようですが、このようなところを投票所にしたのはいかがなものか。見解を求めます。		
		3. 今までの空知教育センターは滝川高校に近く、東町と緑町の中間辺りにあったわけです。東地区コミュニティセンターは緑町の一番奥のお家からは、1.5Kmもあり、徒歩の方は投票棄権が心配されます。滝川高校もしくは緑地区コミュニティセンターは駐車場が広く、夏は50台も止められます。善処方検討されてはいかがでしょうか。		
3. 教育行政	1. 教職員の「不適切勤務」による処分問題について	1. 教職員の「不適切勤務」と言われて調査してみたら「不適切でなかった。」というのが、滝川市の義務教育学校の実態であったということで、滝川市では処分がなかったことは幸いでした。 しかし、問題を残したのではないのでしょうか。なんとなれば、処分の必要のない教職員を被疑者に見立てて調査するという行為が、いかがなものかと問われなければなりません。「不適切勤務の恐れがあると調査した。」では済まされないのではないのでしょうか。つまり「不適切勤務の恐れがあると嫌疑をかけ調査した教職員にお詫び」をすべきと考えますがいかがでしょうか。		

質 問 順 位	3	質 問 者	渡 辺 精 郎 議員	
件 名	項 目	要 旨	メ	モ
		2. 次に、昨年の第2回定例会で質問いたしましたように、校長会・教育振興会・教育研究会でも「早く会議が終了したら一旦学校へ戻りなさい。」という会計検査院の主張は、理論的にはそれで筋が通っています。しかし、一方で学校現場は、児童生徒という正に子どもたちを育てている職場で、教職員が日常、時間にこだわらずサービスに努めていることは当たり前、そして、校長も認めていた勤務時間の配慮を会計検査院の指摘で不適切だと処分する道教委は、時間だけ勤めれば良いという風潮の押しつけではないですか。これで素晴らしい滝川市の教育が生まれるのかどうか、滝川市教育委員会の見解を求めます。		
		3. 次に、滝川市では処分がなかったのはたいへん良かったわけですが、全道的にみると、相当の処分者が出ております。校長も処分されているということは、今までの学校の慣例・慣習がだめだということです。それなら、時間外の勤務には「時間外手当」を支給せよと政府や道教委に意見書を上げるなどの施策が地方教育委員会に求められているのではないのでしょうか。見解を求めます。		